

2007年9月1日

会員校に対する処分について  
(お知らせ)

会員校および準会員校各位

法科大学院協会理事長  
佐藤幸治

慶應義塾大学法科大学院の専任教員(後に退職)であり、平成19年度新司法試験考査委員でもあった植村栄治氏が学生に対して考査委員としての公正さを欠く指導をしたと指摘された問題について、本協会理事会に設置した調査委員会(委員長・後藤昭常務理事)の調査に基づき、本日、理事会において審議しました。その結果、同氏には、次のような行為があったという結論に達しました。第1に、本年2月から3月の間、「勉強会」を主催して慶應義塾大学法科大学院の学生及び修了生に対して答案指導をした。第2に、同校出身の新司法試験受験者に対し、本年4月11日、6件の新判例について「判旨ポイント」をまとめた文書を電子メールで配信した。第3に、本年5月6日、新司法試験の行政法に関する論文試験答案を復元したものを同氏に送れば採点して返却することを予告する電子メールを同校出身の新司法試験受験者に配信した。植村氏によるこれらの行為は、新司法試験の公平性を疑わせるとともに、法科大学院全体の信用を損なうという重大な結果をもたらしました。法曹養成課程の中核を担うべきものと位置づけられ、その課程を修了した者だけが新司法試験を受験する資格を認められている法科大学院の役割に照らして、このような事態の発生を防げなかったことについて、同校には責任があるといわざるを得ません。

以上の理由に抛り、本協会理事会は、本協会規約9条に基づいて、次の処分を決定しました。

2007年9月1日から1年間、慶應義塾の本協会会員としての資格を停止する。

この決定に先立って、理事会は、慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・豊泉貫太郎氏から提出された本協会理事の辞任申出、および同校教授・宮島司氏から提出された本協会教員研修等検討委員会主任の辞任の申出について、いずれも本日付けで受理することを決定しました。

なお、上記の処分にあわせて、慶應義塾大学法科大学院に対して、同種事例の再発防止に努めるとともに、再発防止のために具体的にどのような方策を採ったかを協会に報告することを求めました。